

令和6年第4回三種町議会臨時会会議録

令和6年11月28日三種町議会を三種町議会議場に招集した。

一、出席した議員は、次のとおりである。

1 番	畠 山 勝 巳	2 番	三 浦 敦
3 番	高 橋 満	4 番	平 賀 真
5 番	成 田 光 一	6 番	遠 藤 勝 昭
7 番	児 玉 儀 広	8 番	森 山 大 輔
9 番	伊 藤 千 作	10 番	清 水 欣 也
11 番	荒 谷 要 伸	12 番	三 村 眞
13 番	小 澤 高 道	14 番	堺 谷 直 樹
15 番	加 藤 彦次郎		

一、欠席した議員は、次のとおりである。

なし

一、遅参した議員は、次のとおりである。

なし

一、早退した議員は、次のとおりである。

なし

一、地方自治法第121条の規定により、説明員として出席を求めた者並びに委任を受け出席した者は、次のとおりである。

町 長	田 川 政 幸	副 町 長	檜 森 定 勝
総 務 課 長	三 浦 保	企 画 政 策 課 長	加 藤 登 美 子
税 務 課 長	石 井 透	町 民 生 活 課 長	後 藤 一 家
福 祉 課 長 補 佐	近 藤 洋	健 康 推 進 課 長	小 松 仁
農 林 課 長	小 玉 賢 一	商 工 観 光 交 流 課 長	清 水 秀 文
建 設 課 長	児 玉 憲 一	上 下 水 道 課 長	嶋 田 修 一
琴 丘 支 所 長	鎌 田 誠	山 本 支 所 長	内 藤 英 子
会 計 課 長	皆 川 和 華 子	教 育 長	藤 田 良 博
教 育 次 長	牧 野 誠 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	見 上 貢

一、本会議の書記及び職務のため出席した職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	後 藤 芳 英	議 会 事 務 局 主 査	池 内 和 人
議 会 事 務 局 主 事	畠 山 夏 海		

一、本日の会議に付した事件

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 町長の招集挨拶

第4 報告第10号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定に関する件）

第5 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度三種町一般会計補正予算）

第6 議案第70号 財産の取得の一部変更について（三種川監視カメラ）

第7 議案第71号 財産の取得の一部変更について（琴丘総合体育館空調機）

議長 加藤彦次郎は、令和6年11月28日、出席議員が定足数に達したので、本会議を開会する旨宣告した。（午前10時00分 開会）

議長（加藤彦次郎）

ただいまから、令和6年第4回三種町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員数は15名であり、定足数に達しています。

福祉課からは近藤課長補佐が出席しています。

本日の会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第124条の規定により、9番、伊藤千作議員及び10番、清水欣也議員を指名します。

日程第2．会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（加藤彦次郎）

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定しました。

なお、本日は、議長から当局に対し、本臨時会への説明員の出席を求めています。

日程第3．町長より招集挨拶を求めます。町長。

町長（田川政幸）

おはようございます。

本日、令和6年第4回三種町議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様には何かとお忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

議案審議の前の貴重なお時間を拝借し、一言ご挨拶を申し上げます。

今年も残すところあと1か月余りとなりました。これからの季節、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行が懸念されます。県感染症

情報センターによる県内の流行状況は、いずれも増加となっており、流行状況に注意とされております。

町民の皆様におかれましては、手指消毒をはじめとした感染防止対策と予防接種を実施し、体調管理に十分配慮くださるようお願いいたします。

さて、本日の臨時会につきましては、専決処分の報告及び承認案件のほか、財産の取得の一部変更案を提出するため、招集した次第であります。

議員の皆様にはよろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

議長（加藤彦次郎）

以上で町長の招集挨拶を終わります。

日程第4．報告第10号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定に関する件）」を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長（田川政幸）

それでは、報告第10号についてご報告いたします。

本件は、令和6年8月15日、町道猿田上砂子沢線において、自家用車を運転し、鹿渡から自宅へ時速40キロ程度で走行中、前方の道路欠損部に右後輪が落ち、車のタイヤを破損したものであります。

この件につきましては、損害賠償額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をし、同条第2項の規定によりご報告するものであります。

以上、ご報告申し上げます。

議長（加藤彦次郎）

町長の提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長（加藤彦次郎）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

以上で報告第10号を終わります。

日程第5．承認第10号「専決処分の承認を求めることについて（令和6年度三種町一般会計補正予算）」を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長（田川政幸）

それでは、承認第10号についてご説明いたします。

本件は、一般会計の専決処分した補正予算について議会に承認を求めるもので、1,700万4,000円を追加し、予算総額を125億8,691万8,000円とするものであります。

補正内容としましては、10月に行われた衆議院議員選挙関連予算を計上するものです。

以上が承認案件の概要でありますので、議員の皆様にはご承認賜りますよ

うお願い申し上げます。

議 長（ 加藤彦次郎 ）

町長の提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長（ 加藤彦次郎 ）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

原案に対する反対討論はありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長（ 加藤彦次郎 ）

賛成討論はありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長（ 加藤彦次郎 ）

討論ないものと認め、討論を終わります。

承認第10号「専決処分の承認を求めることについて（令和6年度三種町一般会計補正予算）」を採決します。

本件を承認することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声あり ）

議 長（ 加藤彦次郎 ）

ご異議ないものと認めます。よって、承認第10号は承認することに決定しました。

日程第6．議案第70号「財産の取得の一部変更について（三種川監視カメラ）」及び日程第7．議案第71号「財産の取得の一部変更について（琴丘総合体育館空調機）」を一括議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（ 田川政幸 ）

それでは、議案第70号、財産の取得の一部変更については、三種川監視カメラシステム更新業務において、使用機材のネットワークカメラ及び管理端末の生産終了により、使用する機材を変更する必要性が生じたため、設計変更し、契約金額を変更するものであります。

次に、議案第71号、財産の取得の一部変更については、琴丘総合体育館空調機のサブアリーナ及びステージに設置される室内機及び室外機の銅管材不足と半導体不足のため製品の入荷遅延が生じたため、契約期間及び取得日を変更するものであります。

以上、財産の取得の一部変更について、地方自治法及び三種町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により提案するものでありますので、議員の皆様にはよろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願いを申し上げ、議案説明といたします。

議 長（ 加藤彦次郎 ）

町長の提案理由の説明を終わります。

初めに、議案第70号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。8番、森山議員。

8番 (森山大輔)

では、議案第70号について質問させていただきます。

今回、生産終了で設計変更ということなんですけれども、財産の取得が決定した段階でその物品というのは確保されているものではないのかなと思うんですけれども、どういう経緯で生産終了が生じたのか、ご説明いただけますでしょうか。

議 長 (加藤彦次郎)

町民生活課長。

町民生活 (後藤一家)

課長 お答えいたします。

契約時におきましては、ここに書いておりますネットワークカメラの赤外線照明、LED照明が別々となった機材という設計で計上しておりましたが、その後、生産終了というふうなメーカーからのお知らせが入りまして、後継機を使用するのか、新しい機械を使用するのか、選択を迫られたため、その後、新しい機械で入荷することを決定し、変更することといたしました。

議 長 (加藤彦次郎)

8番。

8番 (森山大輔)

そうすると、設計の時点ではあったものが、発注の時点ではなくなってしまっていたということなわけですね。

もう1点伺いたいんですけれども、こちら、物件の点数が今回減っている、けれども価格としては若干ですけれども上がっているわけですよね。普通に考えれば、点数が減れば下がるのかなと思うんですけれども、今回金額が若干ですけれども上昇した理由というのは何かございますでしょうか。

議 長 (加藤彦次郎)

町民生活課長。

町民生活 (後藤一家)

課長 お答えいたします。

LED照明が内蔵された機種を設計で採用したということで、こちらのほうで改めて3社から見積りを取り直したところ、結果的に単価が上昇したということになってございます。

あわせて、ノートパソコン、こちらのほうも有線LANアダプターが内蔵されたものを採用したところ、単価が上昇し、契約金額が増額となったということでございます。

議 長 (加藤彦次郎)

8番。

8 番 (森山大輔)

では、見積りを取ったところ単価が上昇したということで、やむを得なかったんだろうなというふうに理解したいと思います。

以上で質問を終わります。

議 長 (加藤彦次郎)

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

原案に対する反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 70 号「財産の取得の一部変更について（三種川監視カメラ）」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 70 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 71 号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。8 番。

8 番 (森山大輔)

では、質問させていただきます。

まず 1 点目なんですけれども、この空調機なんですけれども、これまでに更新したということはございますでしょうか。

議 長 (加藤彦次郎)

教育次長。

教育次長 (牧野誠一)

お答えいたします。

今回、体育館が建設されてから初めての大規模な更新となっております。

議 長 (加藤彦次郎)

8 番。

8 番 (森山大輔)

分かりました。

初めての更新ということで、今回、リース契約という形を取られるような

んですけれども、リース契約とすることで町にとってどのような利点があるのか、ご説明いただけますでしょうか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

教育次長。

教育次長 （ 牧野誠一 ）

お答えいたします。

今回の空調機の更新に伴う、まず財源のほうからいろいろ検討したわけですが、ございますけれども、起債等もちよっと該当ならないということでございまして、一括単年度で購入しますと、やはり金額も大きいものですので、財政のほうの負担もかかるという経緯がございました。そのため、長期継続の賃貸借ということで契約させていただいております。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

8 番。

8 番 （ 森山大輔 ）

財政面の理由でリースを選ばれたということですが、今回リース契約の契約相手がワタナベデンキさんですかね。リース契約というと、その所有と工事と、いろいろな様々な役割が生じるのかと思うんですが、そのあたりの契約関係、全て一括でワタナベデンキさんで行うという理解でよろしいでしょうか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

暫時休憩します。

午前 10 時 16 分 休 憩

午前 10 時 16 分 再 開

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

会議を再開します。

教育次長、答弁をお願いします。教育次長。

教育次長 （ 牧野誠一 ）

お答えいたします。

リース契約につきましては、施工業者のワタナベデンキさんのほうから積算いただいております、ワタナベデンキさんのほうとの契約になるというふうに承知してございます。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

8 番。

8 番 （ 森山大輔 ）

そうしますと、この空調機というのは所有関係としてはワタナベデンキさんが所有されるという形になると、そういう理解でよろしいでしょうか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

教育次長。

教育次長（ 牧野誠一 ）

お答えいたします。

そのようになります。ただ、リースが終わりますと町のほうに所有権が移転されるという条件付の契約になってございます。

議長（ 加藤彦次郎 ）

8 番。

8 番（ 森山大輔 ）

分かりました。

じゃあ、契約関係も分かりましたので、以上で私の質問は終わります。

議長（ 加藤彦次郎 ）

ほかに質疑ありませんか。10 番、清水議員。

10 番（ 清水欣也 ）

分からないところがいっぱいございまして、何とかひとつ教えていただきたいと思います。手続を中心にして、何点か質問したいと思います。

まず一つは、この契約ですけど、この契約は12月1日というふうになっているわけですね。まだその時期は到来していないわけですがけれども、実際この契約というのは締結されているんでしょうか。このとおりまだこれから、12月1日契約の予定ですということなんですか。そこのあたりをはっきりとしていただきたい。まずこれが1つ。

議長（ 加藤彦次郎 ）

一問一答でお願いします。

10 番（ 清水欣也 ）

1 問ずついきますか。はい。

議長（ 加藤彦次郎 ）

教育次長。

教育次長（ 牧野誠一 ）

お答えいたします。

こちらの契約につきましては、取得日からのリースになる部分の契約条項のところでございまして、賃貸借期間の変更に係るものでございまして、こちらのほうが、変更前ですので、12月1日からということでございましたけれども、工期を延ばす関係で、賃貸借の契約を令和7年4月1日からに変更したいというものでございます。

契約につきましては、令和6年5月28日に契約しておりまして、この中の契約内容にございます賃貸借期間の変更ということで今回提案させていただいているものでございます。

議長（ 加藤彦次郎 ）

10 番。

10 番（ 清水欣也 ）

仮契約を終えて、議会の議決を経たので、その翌日に正式に契約を締結し

たと、こういうことでございますか。再度確認をいたします。

議長（加藤彦次郎）

教育次長。

教育次長（牧野誠一）

お答えいたします。

当初契約につきましては、仮契約の後、議決を得て、契約になってございます。

今回の変更につきましても、仮契約の伺いを取っておりまして、今議会で議決いただければ契約したいという内容でございます。

議長（加藤彦次郎）

10番。

10番（清水欣也）

その点については分かりました。

次の質問です。

とすれば、この事業が延期になる話ですので、これは繰り越すという手続を取らねばならないんじゃないかという話です。事故繰か、明許繰越か。この2つは単年度事業の場合のルールですので、そうすれば、あるのは継続か債務負担かということになるわけですがけれども、これをただ単に通り過ぎして、契約の変更だということやっていいのかどうか。その辺をお伺いいたします。

議長（加藤彦次郎）

教育次長。

教育次長（牧野誠一）

お答えいたします。

本契約につきましては、長期継続契約で締結してございますので、まずエアコンの整備が完成するのが令和6年度内ということでございます。賃貸借が生じるのが令和7年度からということでございますので、長期継続契約という形で締結させていただいております。

議長（加藤彦次郎）

10番。

10番（清水欣也）

長期継続契約だけでは駄目でしょう。事業そのものが延期になるんですよ。そうした場合には、議会の議決が必要でしょう。そういう話ですよ。

議長（加藤彦次郎）

教育次長。

教育次長（牧野誠一）

お答えいたします。

この空調設備の工事がまず6年度で終わります。賃貸借が7年度から始まるということでございますので、それに合わせた形で議会のほうに提案しておりますので、私としては通常の手続でやっているものと思っているところ

です。

議長（加藤彦次郎）

10番。

10番（清水欣也）

それだったら、債務負担行為を議会にかけなきゃ駄目じゃないですか。これね、長期継続契約であれば、契約書に一定の条件をつければ債務負担行為は必要ないということになっているんですよ。ところが、今回の場合は所有権移転なんですよ。所有権移転を条件につけるということは、町がその債務を負うという、支出の支払いの義務が生ずるということで、債務負担行為をしなければならないんですよ。ところが、今回は何も債務負担行為を議会にかけないで、もう長期継続契約で行っちゃったわけです。私はあれっと思っていました。ところが、今回この件が出てきたでしょ。これははっきりと問題提起をしなければならないと思って、今しゃべっているわけです。で、それが要らないという根拠がありましたら、その根拠を教えてください。これが今の質問であります。

議長（加藤彦次郎）

暫時休憩します。

午前10時26分 休憩

午前10時43分 再開

議長（加藤彦次郎）

会議を再開します。

答弁を求めます。教育次長。

教育次長（牧野誠一）

お答えいたします。

議員のご質問にありました長期継続契約と債務負担行為の関係についてでございますけれども、今資料を頂いたものは地方自治研究機構のQ&Aに載っているものでございますけれども、平成16年に自治法の一部改正に関する法律が施行されまして、この中において長期継続契約につきましては契約期間途中における契約解除ができない性質のものという条文がございまして、この契約期間途中における契約解除ができないというのが、今回の契約書の中にも賃貸借の契約を記載しているわけでございますけれども、今回の変更で令和16年3月31日まで長期的に支払うという内容のものとなっております。

また、町の長期継続契約とする契約を定める条例運用要領、これが今申しました改正の中で、対象となる契約を条例で定めなければならないというものもございまして、こちらのほうが長期継続契約とする契約を定める条例運用要領に書いてございます。すみません、長期継続契約とする契約を定める

条例に書いてございます。

よって、この解釈としましては、条例で長期継続契約の対象とした契約については債務負担行為は要らないという解釈になってございますので、今回は債務負担行為は設定しなかったものでございます。

議長（加藤彦次郎）

10番。

10番（清水欣也）

一般論としてはそのとおりです。ただね、こういう行政実例があるんですよ。これは自治省の行政課長が宮城県の総務部長宛てに回答した行政実例なんですけど、いわゆる無償譲渡とか今のような所有権移転の場合、これは何年間にわたって定額の賃料を支払うことが義務づけられていることから、債務負担行為として議会の議決を経ていくべきものと解するという、こういう行政実例があるんです。有償譲渡とか無償譲渡とか、権利移転のこの条項がある限り、これはもう支払い義務が生じている。だから、今のような例には当てはまらないということなんです。今のような例には当てはまらない。今言ったのはまさに一般論の話で、こういうものが設定されていない場合とはいう話なんです。そういうことの行政実例があるということです。これは債務負担行為の性格ということから、当然こういう判断が出てくるものだとは思いますが。一般債務負担行為というのは、額だけ決められていないんですよ。額がはっきり決められる、そういうようなこういう手続ではないんです。上限が決められるわけですよ。ですから、町の要綱も条例の話も、ここで減額になったり削除になったりした場合は、それは債務負担行為は要らないよと、こういうような話になっているわけですけど、それとこれとは、債務が確定してしまっている以上は、これははっきりと明確に町の債務が生じることになるから、債務負担行為として議会の判断が必要だという、そういう位置づけなんです。という理解です。この行政実例から、私はそういうふうに判断した。明確に、明確に町の債務が後年度にわたって義務づけられている場合は、これは債務負担行為として議会の承認を取らなければならない。そうでない場合であって、条例とか要綱に書いてある場合は、それは要らない。そういうものです。くどいようですが、はっきりと契約で町の債務がもう確定してしまっているものについては、これは議会の判断が必要だと、そういうふうに私は捉えています。

議長（加藤彦次郎）

清水議員、答弁を求めますか。（「次に進みます。次の質問に入ります」の声あり）10番。

10番（清水欣也）

これは当初の仮契約から本契約まで4か月かかりました。ちょっと待ってくださいね。6か月か。それから、12月1日から3月30のとこまで4か月あります。つまり10か月延びました。今度新たに4月1日からというけれども、これもどうなるか分からない。つまり、私の言いたいのは、もうほ

とんど1年間、町の計画、行政目的が1年間失われるわけですよ。これでもこの契約を進める価値があるのかという話です。だから、どこまで延長を町として許容できるのか。その許容範囲をお聞かせ願いたい。これは1年延びてもいいのかという話ですよ。例えばこれが2年になった場合どうするか。だからその、今必要としている行政目的からどのくらいを経ればこれは我慢できますよと、変更、変更でいきますよという、その許容範囲を何か皆さん考えているのか。そのうちにあそこの機械がおかしくなれば何としますか。まずそれが2点目の質問です。

議長（加藤彦次郎）

教育次長。

教育次長（牧野誠一）

お答えいたします。

琴丘総合体育館の空調機の改修につきましては、この工事自体が6ブロックに分けて工事を行ってございます。サブアリーナ、ステージ、それから1階の事務室周辺、それから1階の会議室周辺、1階のエントランスロビー、それから2階のエントランスと6ブロックに分けて行ってございます。このうち、サブアリーナ、ステージを除いてはエアコンの改修は既に終わっておりますので、また、改修期間中も体育館を利用する方には極力ご迷惑がかからないよう、休館等はなく、工事を進めてきたものでございます。

ただ、サブアリーナ、ステージの部分につきましては、工事が終了した部分とまた異なる特殊な部材も使わなければいけないという状況でございまして、その部分の最近の納入遅延ということでございます。現在の作業の進捗率は66.7%で来ておりますので、この後、業者のほうにも確認しておりますけれども、順調に、まずこの後の1月までに物が入ってくるようであれば、3月末までには工事が完了できるということで確認しているところでございます。

議長（加藤彦次郎）

10番。

10番（清水欣也）

何かね、これまだ延びるんじゃないかって。仮定の話ではうまくないんですけれども、何か非常に不安なところであります。さあ、今度延びた場合はどうしますかね。手続上。

次の質問です。これは不動産ですか、それとも物品なんですか。これをどういうふうに、1億何千万のこれを皆さん不動産と捉えるのか、物品と捉えるのかということです。いかがですか。

議長（加藤彦次郎）

暫時休憩します。

午前10時55分 休憩

午前10時56分 再開

議長（加藤彦次郎）

会議を再開します。

教育次長。

教育次長（牧野誠一）

お答えいたします。

この空調設備につきましては、建物に附属しているものということでございまして、物品ということで捉えております。

議長（加藤彦次郎）

10番。

10番（清水欣也）

ワタナベさんのほうの企業会計のバランスシート上では、どういうふうに捉えますかね。当然私は固定資産扱いになると思いますけれども、それは我々は入っていけないので、質問はここまでにいたします。なぜこういうことを申し上げましたかという、不動産であれば不動産としての手続がまた必要になると、そういう前提で申したわけであります。

次の質問であります。

今年度分の12月1日からこのリース契約が始まるんですけど、6年度分は賃借料はどのくらいであったんですか。これも月額は同じですか。

議長（加藤彦次郎）

教育次長。

教育次長（牧野誠一）

お答えいたします。

契約金額の変更がございませんので、総額、月額ともに同じのままでございます。

議長（加藤彦次郎）

10番。

10番（清水欣也）

次の質問は、この事業の財源は何かという話ですけれども、これは先ほどの森山議員に対する答弁で、起債だと、町債だということでもありますけれども、これは町債が、町の直営であれば財源が充当できたわけですね。それがこういう形になったために、財源が得られなくなってしまった。得られなくなったリスクと、直営でやった場合の比較検討をしていけば、こっちのほうがマイナスだったということにもなりますよね。そこのあたりまでも検討したんでしょうかという質問です。

議長（加藤彦次郎）

教育次長。

教育次長（牧野誠一）

お答えいたします。

この改修に当たりましては、単年度工事にした場合とリース契約ということで比較はしてございます。ただ、森山議員のときにもお答えしましたとおり、総額が１億３，４００万円余りということで、非常に大きい額でもございます。そのため、財政等とも協議いたしまして、リース契約ということで進めさせていただいているところでございます。（「以上で終わります」の声あり）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

ほかに質疑ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長 質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

原案に対する反対討論はありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

賛成討論はありませんか。１０番。

１０番 （ 清水欣也 ）

問題点をいろいろ申し上げましたけれども、という観点からいけば反対討論のはずですけど、あえて賛成討論に回ることになりました。というのは、賛成しますけれども、もう少し研究をしていただきたい。そうすれば、あるいは財源上、町の得になったかもしれない。そういうことを含めて、もうちょっとシビアな検討をお願いしたかった。そういうことでございます。意見をつけて、賛成に回りたいと思います。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

ほかに討論ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第７１号「財産の取得の一部変更について（琴丘総合体育館空調機）」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声あり ）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第７１号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、令和６年第４回三種町議会臨時会を閉会します。

午前１１時０２分 閉 会

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

三種町議会議長 加 藤 彦次郎

三種町議会議員 伊 藤 千 作

三種町議会議員 清 水 欣 也